

「環境配慮契約法」を 知っていますか？

環境配慮契約法は、正式には「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」といい、平成19年に制定されました。簡単にいうと「国や地方自治体などの公共機関が契約を結ぶ際に、製品やサービスの価格だけでなく環境性能も評価し、もっとも優れた提供者と契約する仕組み」です。

対象となる契約には、電気、自動車、船舶、建築などがありますが、ここでは建築についてご紹介します。

環境省の資料によると、建築関連から排出される二酸化炭素(CO₂)排出量は我が国全体の40%程度を占め、そのうち建築物の運用段階における排出が3分の2程度という推計もあります。建物を作ったり壊したりする際に多量のCO₂が排出されることは想像しやすいですが、実は完成した建物を「使う」ことで排出されるCO₂も非常に多いため、「CO₂の排出量が少ない建物を作ること」と「CO₂の排出を抑える建物の使い方をする事」が重要であることがわかります。

そのため、環境配慮契約法に基づいて定められている基本方針では、「①建築物の設計に係る契約」と、「②建築物の維持管理に係る契約」に言及されています。この2月24日に閣議決定された基本方針では、「②建築物の維持管理に係る契約」の項が強化され、次のような文章が追加されました。

建築物の維持管理に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする。また、運用実績データを改修計画の検討に活用するものとする。

つまり今後、建築物の維持管理契約を結ぶにあたっては、「エコチューニング等を提供できる事業者を選ぶこ

と、事業者運用改善を求めること」が必要になります。

なお、エコチューニングとは、環境省が作った脱炭素の仕組みです。建物の快適性はそのままに、ムダなエネルギー消費を抑える366項の技術を、各々の建物の特性にあわせて使い分け、駆使することでCO₂排出抑制を行うものです。ムダを省く技術なので、設備投資が不要というメリットもあります。

我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆる「カーボンニュートラル」を宣言しました。また国際的にも、2030年までに46%削減(2013年度比)するという目標を掲げています。

国民の手本となるべき国や地方自治体は、率先して脱炭素に取り組み、実践することが急務です。環境配慮契約法基本方針に示された「エコチューニング」等を活用し、脱炭素社会の実現に向けた確実な一歩が求められています。

【参考文献】

環境省「グリーン契約(環境配慮契約)について」

<https://www.env.go.jp/policy/ga/>

環境省「環境配慮契約法に基づく基本方針」

<https://www.env.go.jp/policy/ga/kihonhoushin.html>

尾崎 貴之 Takayuki Ozaki

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
事業開発部



ビルエコしょ。



ご存知でしたか...?
地球環境、今けっこう
ヤバいところまで
来てます。



ビルエコしないと、
地球環境がピンチ。

ビルエコしていないビルからは、
二酸化炭素(CO₂)がモクモク
排出されています!



このままCO₂排出量が
上がり続けると
地球が大変な
ことになる!

南極の氷は溶け...
巨大台風が毎年襲来...
地球に住めなくなるかも

あなたが
毎日通っているビル。
ビルエコすれば、CO₂の
排出量がおさえられる!



1年で4.7パーセント 3年で7.1パーセント
CO₂削減に成功!

でも、ビルエコって
どうやってやればいいのか?



脱炭素の手法
366通り。
エコチューニング
FACTBOOK



コシを読めばわかります!

エコチューニングで、ビルエコはじめてみませんか。

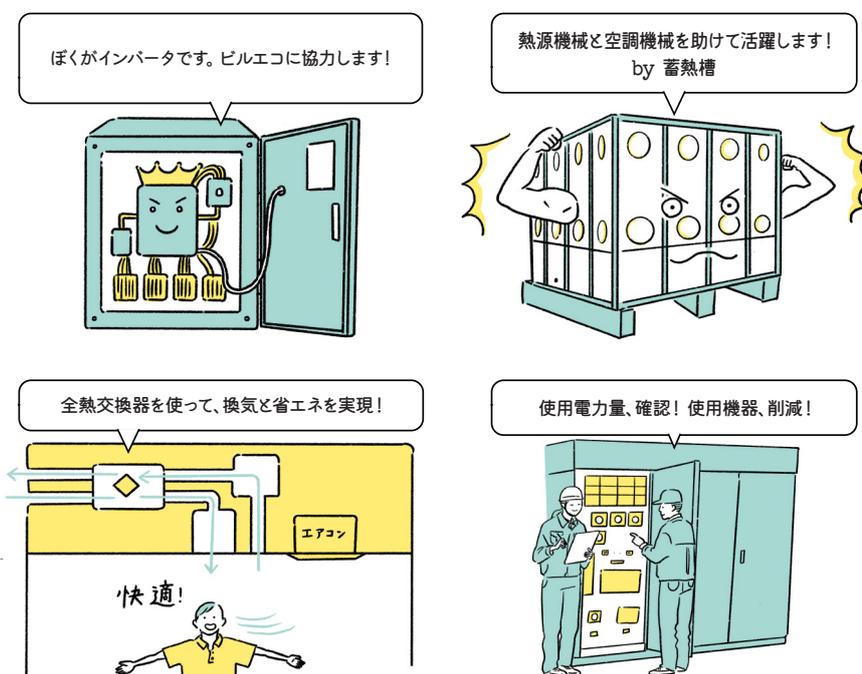


いますぐ無料で読む

建物の脱炭素化への第一歩、 エコチューニング。

エコチューニングとは？

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。「運用改善」とはエネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うこと。



エコチューニングは『SDGs』の取り組みに貢献します！

エコチューニングは「7 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」「13 気候変動に具体的な対策を」に貢献。気候変動の観点では「11 住み続けられるまちづくりを」、ビル経営の視点では「12 つくる責任、つかう責任」にも繋がる、いますぐ始められるエネルギー管理手法です。



メンテナブルのフラッグを

かかげる知財戦略

モノづくりからサービスまで、さまざまな業界にサーキュラー・エコノミー(循環型経済)を取り入れる動きが活発化しています。2023年も昨年に引き続きこの流れはさらに大きくなっていくでしょう。そして、私たちの生活への影響もさらに大きくなっていくと思われます。

ここで一度、「サーキュラー・エコノミー」という言葉を振り返っておきたいと思います。サーキュラー・エコノミーとは、これまでの大量生産と大量消費という形で表現されるリニア経済とは異なる新しい経済モデルのことを言います。このモデルは、製品の再使用や長寿命化・再資源化などを取り入れた環境にやさしい経済モデルを表します。

このサーキュラー・エコノミーという大きな変革は、テクノロジーとDXの急速な進化によってもたらされています。例えば、環境にやさしい素材やメンテナンスの製法、耐久性の高い製品の開発。さらには、利用状況のデータ管理システムによる稼働率向上などで実現されます。

そして、もう一つ置いてきぼりにしてはいけないことがあります。それはサーキュラー・エコノミーを実践する製品やサービスを利用するお客さまの存在です。サーキュラー・エコノミーを取り入れた製品やサービスの認知をしていただき、お客さまが手に取ってくださるようにしっかりと手当する必要があります。

それが知的財産戦略の実践です。

この聞きなれない言葉に驚く方もいるかもしれません。ですが、お客さまに信頼ある技術をお届けし、安心して使用していただくために重要な取り組みになります。言い換

えると、サーキュラー・エコノミーのための新しいブランディングです。

例えば、あなたのサービスにサーキュラー・エコノミーを実践するために、開発した素材や商品、工法やビジネスモデルがあれば、それを特許権や意匠権などの権利を取得します。

そして、これらの信頼ある技術やサービスをお届けする枠組みや連携に名前をつけ、認知を高め、普及を図っていきます。そのために、商標権なども取得、活用していきます。このように大きくフラッグを掲げることで、メンテナブルなカルチャーを取り入れた皆さまのサービスを、お客さまが選びやすくなるのです。

今後さらに進化するメンテナブルなカルチャーとサービスがもたらす信頼の維持は、ESGの観点からも非常に重要な役割を担っています。ですから、今後より一層のサービスの発展と業界連携の拡大、そして認知の浸透が期待されます。



齊藤 千絵 Chie Saito

知財戦略コンサルタント

大学院修了後、特許事務所、特許調査会社を経てナビタイムジャパンに入社。知財部門立ち上げから知財戦略に従事。その後、KDDIにて新規事業領域(Fintech、ヘルスケア、IoT等)の知財戦略部門立ち上げ、新規事業サービス開発における知財戦略を担う。現在はディー・エヌ・エーにてCE・脱炭素経済事業に関する戦略検討・事業企画および知財戦略に従事しつつ、ライフワークとしてスタートアップ企業への知財コンサル業務や戦略検討支援を行っている。

